

資料1 令和5年度 鈴鹿市一般会計補正予算(第6号)について

議案第95号 令和5年度 鈴鹿市一般会計補正予算(第6号)

14億9,976万円を追加 ⇒ 補正後の総額765億1,490万2千円

1 原油価格・物価高騰対策に係る経費 7事業 14億9,976万円

(1) 生活支援策 2事業 11億8,761万1千円

(2) 経済対策 5事業 3億1,214万9千円

生活支援策 1

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)

11億4,575万8千円

令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯にプッシュ型で、1世帯当たり7万円の低所得世帯支援給付金を現金で追加給付する。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| <基準日> | 令和5年12月1日 |
| <給付対象者> | 令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯 |
| <給付額> | 1世帯当たり7万円 |
| <対象世帯見込数> | 16,000世帯 |
| <事業費の内訳> | |
| ・低所得世帯支援給付金 | 11億2,000万円 |
| ・事務費 | 2,575万8千円 |

生活支援策 2

三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金 **4,185万3千円**

「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業」として、低所得のひとり親世帯に対して、プッシュ型で、児童1人当たり2万円の生活応援給付金を現金で給付する。

＜給付対象者＞	令和5年11月分の児童扶養手当の給付を受けている 低所得のひとり親世帯		
＜給付額＞	児童1人当たり一律2万円		
＜対象児童見込数＞	2,066人		
＜事業費の内訳＞	・ 低所得世帯支援給付金	4,132万円	
	・ 事務費	53万3千円	

経済対策 1

物価高騰対策 障害福祉サービス事業所等運営支援事業費

3,081万6千円

障害福祉サービス事業所等に対して、運営経費の高騰分相当額に対する2分の1を給付する三重県の支援事業に併せて、本市が3分の1を支援給付金として給付する。

- ＜対象施設＞ 障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所（283施設）
- ＜対象経費＞ 食材費，電気料金，ガス料金，ガソリン代金
- ＜対象期間＞ 令和5年4月から令和6年3月まで
- ＜給付金額＞ 対象経費及び施設形態別の月額単価×12か月×定員数等×1／3
- ＜事業費の内訳＞
 - ・物価高騰対策 障害福祉サービス事業所等運営支援給付金
3,065万6千円
 - ・事務費
16万円

経済対策 2

物価高騰対策 高齢者施設等運営支援事業費 6,793万2千円

高齢者施設等に対して、運営経費の高騰分相当額に対する2分の1を給付する三重県の支援事業に併せて、本市が3分の1を支援給付金として給付する。

＜対象施設＞ 入所系，通所系及び訪問系の高齢者施設（307施設）

＜対象経費＞ 食材費(入所系の一部)，電気料金，ガス料金，ガソリン代金

＜対象期間＞ 令和5年4月から令和6年3月まで

＜給付金額＞ 対象経費及び施設形態別の月額単価×12か月×定員数等×1/3

＜事業費の内訳＞

・物価高騰対策 高齢者施設等運営支援給付金	6,776万2千円
・事務費	17万円

経済対策 3

物価高騰対策 私立保育所等運営支援事業費 1,742万4千円

私立保育所等に対して、運営経費の高騰分相当額の一部を定員規模に応じて支援給付金として給付する。

＜対象施設＞ 市内の私立保育所24施設，認定こども園9施設

＜対象経費＞ 電気料金，ガス料金

＜対象期間＞ 令和5年4月から令和6年3月まで

＜給付金額＞ 定員区分に応じた単価×12か月

＜事業費の内訳＞ ・物価高騰対策 私立保育所等運営支援給付金

1,742万4千円

経済対策 4

物価高騰対策 医療機関等運営支援事業費 1億1,595万9千円

医療機関等に対して、運営経費の高騰分相当額に対する2分の1を給付する三重県の支援事業に併せて、本市が3分の1を支援給付金として給付する。

＜対象施設＞ 病院，有床診療所，診療所（医科・歯科），助産所，薬局，施術所，
歯科技工所（423施設）

＜対象経費＞ 食材費，電気料金，ガス料金，ガソリン代金

＜対象期間＞ 令和5年4月から令和6年3月まで

＜事業費の内訳＞ ・物価高騰対策 医療機関等運営支援給付金 1億1,587万9千円
・事務費 8万円

経済対策 5

物価高騰対策 ものづくり企業等支援事業費 8,001万8千円

市内に事業所を有するものづくり企業等に対し、エネルギー関連経費の一部を支援金として給付する。

＜内 容＞ 対象期間の1か月単位の支援対象とするエネルギー関連経費のうち、いずれかの同一種類の経費が20万円以上の場合で、金額によって、段階的に支援金を給付する。

＜対象企業＞ 市内に事業所を有するものづくり企業等（600社）

＜対象経費＞ エネルギー関連経費：電気，ガス，ガソリン，灯油，軽油，重油等

＜対象期間＞ 令和5年4月から11月まで

＜事業費の内訳＞

- ・ 物価高騰対策ものづくり企業等支援金 8,000万円
- ・ 事務費 1万8千円